

「令和8年度墨田区食品衛生監視指導計画案」 に対するご意見と区の考え方

「令和8年度墨田区食品衛生監視指導計画案」について、区民の皆さまからお寄せいただいたご意見及び区の考え方を公表いたします。ご提出ありがとうございました。



■ 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知

令和8年1月13日（火）から同年2月13日（金）まで区のホームページに案を掲載するとともに、すみだ保健子育て総合センター2階生活衛生課、すみだ消費者センターで窓口配布しました。令和8年1月21日号の墨田区のお知らせには、募集記事を掲載しました。また、墨田区食品衛生推進会議で案を提示して意見を伺いました。

(2) 意見提出

文書を郵送、ファクス、電子メール、電子申請等により提出していただきました。また、墨田区食品衛生推進会議で墨田区保健所生活衛生課食品衛生係に提出していただきました。

■ ご意見等の概要と区の考え方

ページ	意見概要	区の考え方
P 3	区民向けの啓発活動については、さらにわかりやすい理解しやすい文言等にし、普及の効果があらわれていくとよいかと思えます。 新しい啓発グッズを楽しみにしています。	区民向けの啓発活動については現在、墨田区食品衛生キャラクター「すみだこ」を用いて、区報やケーブルテレビ、SNSをとおし、行っているところです。 より区民のみなさまに食品の衛生管理の重要性が伝わるよう活動内容、啓発グッズについて検討していきます。
P 9	HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理について、飲食店向けの手引書に「振り返り」の実施が追加されたが、「振り返り」を行っていない場合の罰則規定があるようであれば教えてください。	令和6年1月に一般飲食店事業者向けのHACCPに沿った衛生管理の手引書が改訂され、「振り返り」の実施が追加されました。衛生管理計画に「振り返り」がないからといって直ちに罰則が適用されるわけではありません。一般的には、事業者が衛生管理計画を作成しない場合や内容に不備がある場合、または作成しても遵守していない場合、改善のための行政指導を行います。 事業者が適切な衛生管理を行うことができるよう引き続き、周知を行っていきます。
	HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理のステッカーを掲示している店が少ないと思う。	HACCP ステッカーは消費者の食品衛生に対する理解を深め、事業者のHACCPに対する取り組みを強化するために作成しています。衛生管理は引き続き実施してくものであるため、年度表記を行わない現在のHACCP ステッカーを配布しています。HACCP ステッカーは令
	HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理のステッカーに年度を記載した方がよいと思う。	

	HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理のステッカーを1年に何枚配布したかを知りたい。	和4年度から配布を開始し、例年100枚前後配布しています。 HACCP ステッカーについては区報やSNS、リーフレット等を用いて周知しているところです。引き続きHACCPの普及啓発に努めてまいります。
全般	監視指導計画について、「この項目」は「誰」が「どのよう」に「いつまで」に、を文章でなく一覧になっていると分かりやすいと思います。	令和8年度墨田区食品衛生監視指導計画（案）の1枚目に添付している様式（表題：「食の安全」確かめます！）は、本計画の全体像を一目で把握していただけるように簡略版として作成したものです。頂きましたご意見を踏まえ、より多くの皆さまにご理解いただけるよう、内容・レイアウトについて、今後検討してまいります。

●お問い合わせ先

すみだ保健子育て総合センター2階

墨田区保健所生活衛生課食品衛生係

〒130-8628 墨田区横川5-7-4 電話：03-5608-6943（直通）